



9月10日(木)は「下水道の日」です!

【異物を流さないでください】

下水道には何でも流せるわけではありません。下水道管の詰まりや破損の原因となる異物は、絶対に流さないでください。

流してはいけない物▼▽水に溶けない紙(ティッシュペーパー、紙おむつ、生理用品等)▽家庭ごみ(ゴム、ビニール、プラスチック容器)▽布類(タオル、下着等)▽油脂類(食用油、機械油等)▽生ごみ(野菜の切りくず、残飯等)▽揮発物(アルコール、ガソリン、灯油等)▽その他のごみ、土砂等

【排水設備のお手入れをしましょう】

宅地内の排水設備は、定期的に点検、清掃、修理を行いましょ。また、飲食店や厨房施設でグリーストラップ(排水に含まれる油脂や生ごみなどを取り除く装置)を設置している場合は、内部を定期的に清掃し、中にたまった油脂や残飯等は、取り除いて、廃棄物として処理してください。

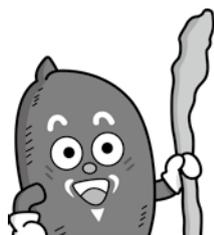


【問い合わせ】

下水道課管理・業務担当(☎282-1711 内線1192)

チャレンジUPオフィスの「知的障がい者事務員」を募集します!

村では、平成23年4月から、知的障がいのある方を事務員(非常勤嘱託員)として雇用し、庁内郵便物の集配業務や廃棄文書のシュレッダー処理等を担当するチャレンジUPオフィスを開設しています。事務員はここで指導員の支援の下、最大3年間の業務経験を経て、社会人として必要なマナーやスキルを身に付け、民間企業への就職を目指します。



民間企業への就労意欲のある方のご応募を待っているぞよ!

受験資格等

▽村内在住▽知的障がい者(療育手帳または判定書で確認)▽役場まで自力で通勤することが可能一を満たす方(1人)

雇用期間

平成28年4月1日～平成29年3月31日(更新の可能性あり、最大3年)

勤務日時

月曜日から金曜日まで(祝日を除く)の午前9時～午後4時

報酬等

報酬…月額9万6,000円(平成27年度現在) **諸手当**…通勤手当 **福利厚生**…社会保険(健康保険・厚生年金保険)と雇用保険に加入

試験日程

- ▼期 日 10月25日(日)
- ▼時 間 午前9時30分～(午前9時受け付け開始)
- ▼場 所 東海村役場
- ▼内 容 ①筆記試験(漢字、計算、作文) ②実技試験(郵便の仕分け、簡易作業等) ③面接試験

申し込み・問い合わせ

なごみ・総合支援センター備え付けの申込書と履歴書に必要事項を記入の上、療育手帳または判定書の写しを添えて、10月9日(金)まで(土・日曜日、祝日を除く)の午前8時30分～午後5時15分に、なごみ・総合支援センター(☎287-2525)へ提出してください。